

一般社団法人 長崎県薬剤師会 理事会運営要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人 長崎県薬剤師会（以下「この法人」という。）の定款第40条及び第41条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年4回定期に開催する。

なお、役員改選期においては、総会で新役員が選任された後、直ちに理事会を開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 定款第42条の規定により、理事及び監事の全員の同意があるとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は会長又は会長が欠けたとき若しくは会長に事故があるときは予め理事間で決めた順位により招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が同条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 会長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規程に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の議決方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議決の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。

2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(報告の省略)

第10条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を徵することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面（電磁的記録）をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第4章 理事会の権限

(権限)

第14条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア この法人の業務執行の決定
- イ 代表理事並びに執行理事の選定・解職
- ウ 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- エ 重要な財産の処分及び譲受
- オ 多額の借入
- カ 重要な使用人の選任・解任
- キ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ク 定款に規定する理事の取引の承認
- ケ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- コ 事業報告書及び計算書類等と承認
- サ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ① 入会及び退会取扱規程（会費規程を含む）
 - ② 役員等の報酬規程
 - ③ 役員の職務権限規程
 - ④ 財産管理運用規程
 - ⑤ 経理規定
 - ⑥ 特定費用運用規程（資金運用規程）
 - ⑦ 情報公開規程

- ⑧ 個人情報保護規程
 - ⑨ 倫理規程
 - ⑩ その他必要な事項の規定
 - イ 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定・解職
 - ウ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
 - ア 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - イ 重要な事業その他の争訟の処理

(責任の免除)

第16条 理事会は、定款第39条に基づき、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない

(報告事項)

第17条 代表理事は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局は、定款第62条第2項に定める事務局長がこれに当たる。

第6章 雜則

(改廃)

第19条 この要領の改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この要領は平成25年6月23日から施行する。

平成27年3月1日 一部改正

平成29年2月26日 一部改正